

第二章 都市計画

第一節 は上巻に登載

第二節 地名・字名の由来

滝川市の地名と字名の由来については、市史上巻一一五～一二七ページ及び四九四～四九六ページに記述されているので省略するが、その後の調査により一部補説を要する分についてのみ掲載する。

滝川の命名 滝川の語源のソーラプチベツについては、「滝が盛んに落ちる川」から空知太になって、それが滝川となっていることは市史上巻のとおりである。ただし、滝川という命名について、市史上巻三三三ページでは、「明治二十二年十二月三十日、屯田兵第五大隊の日誌に滝川村とあることから、中隊本部が滝川の命名を行ったものと考えられる」旨述べているが、これには異説がある。

山田秀三著「北海道の地名」によれば、「伝えによると、永田方正（地名解著者）が、道の命令により石狩川筋の主要地名を和訳名にすることになり、明治二十年頃から調査をはじめ、旭川、滝川、砂川、沼貝など彼の命名したものであろう。」と説明しており、道史研

究家でもこの説をとる人が多い。

当時の行政機構として、明治二十三年一月十五日北海道庁第一号で滝川村と呼称することになったのに、その半月前に、屯田兵の一中隊が村の名前をつけたという説には若干疑問がある。恐らく、庁令が発せられる以前に「滝川村」という名称が内々のうちに伝わっていたのではなからうかとも推測されるのである。

また、明治二十三年一月十七日の北海道毎日新聞に、「滝川村名の由来」として、「ここを空知村ないし、空知太村とすべきだが、市来知に空知監獄があったためまぎらわしいので滝川村にした。」という記事も最近になって発見されている。いずれにしても今後更に調査を要することである。

江部乙の地名 滝川との合併以前の昭和三十三年に発刊された江部乙町史では、語源をユー（温泉等の意）、ペー（水、液汁の意）、オツ（群在するところ）から温泉の群在するところとして（三省堂刊北海道地名小辞典もこの説である。）。

滝川市史上巻（二一五ページ）ではこの説を採らず、ユーペ（チョウザメ）、オツ（群来するところ）から、「鮫居川」説をとっている。この説は、永田方正著「地名解」及び更科源蔵著「アイヌ語地名解」の解釈によっている。

更に、もう一説として、昭和二十九年発行の「北海道駅名の起源」や、前記「北海道地名小辞典の一説」と、山田秀三著「北海道の地名」では、イベ（食物・魚）、オツ（群来するところ）、イ（ところ）のイペオツイから「魚のとれるところ」という説明もあって、大勢は市

史上巻の鮫居川説をとってはいるが、三説あることを補説しておく。

第三節 滝川の市街計画

現在の市街地の名称は、昭和四十九年から実施した住居表示方式によっているが、明治時代につけた通り名は今も親しまれており、通称と呼ばれることも多い。市史上巻四九七ページから、市街地名について、その変遷が詳細記述されているので、本節では、まとめて一覧表として掲載した。

空知太市街設置計画 明治二十二年十一月、十万人都市構想の計画区画割りをしたが、明治二十三年八月奈江村が設置され、現在の砂川市空知太も奈江村になったため実現せず、幻の計画に終わっている。

道庁告示の通り名 江部乙屯田兵入地の明治二十七年には滝川江部乙屯田八四〇戸に相当する番外地居住者が来村、二十八、九年に至っては屯田兵村人口よりも多い状況となった。このため、明治三十年に入って屯田共有地の南側に当たる市街地区も含めて道路には通り名をつけて位置を示すようになった。この市街地道路は、明治三十三年一月に道庁告示され、更に大正九年四月一日、全道的な道路認定により、長く使用され市民に親しまれてきたのである。

東通、坂下通、本町、西通、仲通、茅通、筋違通、広小路通、片畑通、新通、
明神通、材木通、楓通、空知通、菜花通、片通、蔵前通、荷揚通、西裡通、東

第二章 都市計画

裡通、新波止場通。

昭和二十七年の字名・地番改正 滝川町では昭和二十五年開基六

〇年記念事業のひとつとして、字名地番の改正が計画され、町名・字名・地番改正委員会を組織、二十七年五月町議会の議決を経て、同年九月二十日から実施された。この改正により、現在の町名のほとんどが命名されたのである。

江部乙市街 江部乙市街は、明治四十二年、滝川から分村して間もなく、開業医榛谷氏を記念した榛谷通りがつけられた以外には通り名がつかなかった。昭和四十二年七月一日、十二丁目線を「中央通り」として南北に条をつけた「条丁制」を実施したが、現在は滝川市の住居方式となっている。

住居表示制の実施 国では昭和三十七年五月十日「住居表示に関する法律」を制定して全国市町村に実施を奨励した。

滝川市では昭和四十六年度に事務的な検討に入り、翌四十七年に住居表示審議会を設置し、将来の市の発展に適応できる住居表示の方法について慎重な審議を重ねた結果、市議会の議決を得て、四十九年度から五か年計画で実施にふみきった。

昭和四十九年十月一日実施地区（第一年次）

栄町（一〜四丁目）、本町（二〜四丁目）、明神町（二〜四丁目）

朝日町西（一〜四丁目） ※番は省略

昭和五十年十月一日実施地区（第二年次）

大町（一〜六丁目）、新町（二〜六丁目）、緑町（二〜七丁目）、花月町（一〜三丁目）、空知町（一〜三丁目）

昭和五十一年十月一日実施地区（第三年次）

一の坂町東（一〜三丁目）、一の坂町西（一〜三丁目）、朝日町東（一〜四丁

目)、黄金町東(一〜四丁目)、黄金町西(一〜四丁目)

昭和五十二年十月一日実施地区(第四年次)

西町(一〜八丁目)、幸町(一〜四丁目)、有明町(二〜六丁目)、扇町(一〜三丁目)、泉町(一〜二丁目)

(注、有明町、扇町は旧西町 幸町は旧泉町である。)

昭和五十三年十月一日実施地区(第五年次)

東町(一〜八丁目)、東滝川(一〜四丁目)、江部乙町(東一〇〜一三丁目)、江部乙町(西一〇〜一三丁目)

一応、これで五か年計画は終了したが、二の坂や北滝の川地区の団地完成に伴う住区の拡大、流通団地の造成、南滝の川地区に國學院女子短期大学の開学などにより住居表示地域が拡大してきたため年次を追って新たに町の区域が設定された。

昭和五十四年十月一日実施地区(第六年次)

滝の川町東(一〜四丁目)、滝の川町西(一〜八丁目)
二の坂町東(一〜四丁目)、二の坂町西(一〜四丁目)

昭和五十九年十月一日実施地区(第七年次)

流通団地(一〜三丁目)、幸町四丁目、滝の川町東一丁目
文京町(一〜四丁目)、屯田町(西一〜四丁目)

都市計画審議会

滝川市の都市計画事業を推進し、その円滑な遂行を期すために、昭和二十二年十月三十一日、滝川町都市計画委員会が設置され、当初は議会議員で構成されていた。昭和三十五年に市の規則公布により学識経験者と市議会議員の一七人以内に委嘱構成されるようになった。更に、昭和四十四年十二月五日、滝川市都市計画審議会条例により、都市計画審議会と組織変更になった。

その後、平成二年三月二十三日、滝川市行政改革大綱実施計画に基づき滝川市都市計画審議会と滝川市住居表示審議会とが統合し、

円滑な運営を図るために改正された。

委員構成は、学識経験者五人以内、市議会議員四人以内、市職員三人以内で組織、任期は二年である。

新市発足以来の委員は次のとおりである。

氏名	就任	退任
相田 貞弘	四六・七・一	六二・六・三〇
花摘 誠吉	同右	五四・六・三〇
猪口英之助	同右	四八・六・三〇
後呂 義久	同右	五四・五・一一
社内 与造	同右	五二・六・三〇
少覺 納	同右	五〇・六・三〇
島田 定雄	同右	同右
真田 整一	同右	四八・六・三〇
宮部 光夫	同右	同右
大草 二三	同右	五〇・六・三〇
深田 義勝	同右	四八・六・三〇
松重 三郎	同右	同右
鷺尾 外吉	四八・七・一	五〇・六・三〇
太田 豊	同右	同右
荒島 保	同右	五八・六・三〇
秋山 義雄	同右	五二・六・三〇
川端 保	同右	同右
近藤 輝雄	五〇・七・一	五八・六・三〇
松山 哲男	同右	六二・六・三〇
居林 幹生	同右	五四・六・三〇
峰村 孝	同右	同右
川田 政一	同右	同右
今井 定利	五二・七・一	五六・六・三〇
大村 正道	同右	同右
吉岡 重信	同右	五八・六・三〇

種田	良一	五四・七・一	〽六〇・六・三〇
佐伯	恭憲	同右	〽五八・六・三〇
湯沢	鉄雄	同右	〽六〇・六・三〇
土井	恒隆	同右	〽五八・六・三〇
岡田	秀夫	同右	〽五七・四・一
河野	通雄	五六・七・一	〽六二・六・三〇
高岡	伸侑	同右	〽五八・六・三〇
宮島	忠幸	五七・四・一	〽現
滝下	匠	五八・七・一	〽現
寺谷	広保	同右	〽六二・六・三〇
中村	正直	同右	〽同右
籾内	英之	同右	〽同右
滝谷	一男	同右	〽現
沼田	達雄	同右	〽六〇・六・三〇
舟津	博頭	同右	〽六三・一・三一
松山	哲男	同右	〽六二・六・三〇
虎谷	正一	六〇・七・一	〽現
笹木	和幸	六二・一〇・一	〽現
統木	伸一	同右	〽現
田中	寿蔵	同右	〽現
松原	英雄	同右	〽六三・三・三一
工藤	文夫	同右	〽平元・三・三一
平野	和夫	同右	〽現
青木	良蔵	六三・二・一	〽現
三田	宏	六三・四・一	〽平二・三・三一
後藤	登	同右	〽現
荒木	栄	平元・四・一	〽現
柚原	秀明	平二・四・一	〽現
臨時委員(二名)	住居表示関連		
杉野	恵一	平二・七・二〇	〽現

第二章 都市計画

水上 義明 同右 〽現在

住居表示審議会 住所がわかりづらいというのは全国の市町村に共通する悩みであることから、国では昭和三十七年五月十日「住居表示に関する法律」を制定して、新しい住居表示制度のもとにすべての建物に番号を付けることを奨励した。

しかし、この実施に当っては相当の費用を要することと、住民の理解と協力のもとにすすめる必要がないために全国的に立ち遅れの状況であった。滝川市では昭和四十六年度にはじめて事務的な検討に入り、翌四十七年五月住居表示審議会が設置された。

市長から委嘱された審議会委員は、すでに実施している先進都市の状況なども検討し、将来の滝川市の発展に対応できる新しい住居表示の方法について慎重に審議し、四十八年十二月に市長に中間答申を提出した。更に、四十九年三月最終答申をし、これが市議会で議決され、四十九年度から五カ年の事業として実施に踏み切った。

これらの経緯・基準・方式などについては市史上巻第五編第二章に詳細載っているため、本節では年度ごとの表示町名と、審議会委員の氏名についてのみ掲載した。

年度ごとの表示町名 (四九〜五三年度分の詳細は市史上巻参照)

- 昭和四九年度 本町、栄町、明神町、朝日町西
- 同 五〇年度 大町、緑町、花月町、空知町、新町、東町の一部
- 同 五一年度 一の坂町、朝日町東、黄金町
- 同 五二年度 西町と泉町の一部、幸町、有明町、扇町
- 同 五三年度 江部乙町、東町、東滝川

一応、五年計画は終了したが、この間において北滝の川地区の団

地完成に伴う住区の拡大、更にその後の宅地化に伴う道路整備と市街地の拡張などにより、五十四年、五十九年の二回にわたって住居表示を実施した。

なお、この審議会は平成二年三月二十三日、都市計画審議会に統合された。

住居表示審議会委員 (平成元年四月一日現在)

氏名	就任	退任
草浦 正己	四七・五・三一	五五・九・三〇
土井 恒隆	同 右	五五・五・三一
西岡 重寿	同 右	同 右
会曾川直久	同 右	同 右
中島 広保	同 右	同 右
早弓 房松	同 右	同 右
金子 協平	同 右	同 右
日野田通正	同 右	五三・五・三一
堀田 秀行	同 右	五〇・六・二七
種田 良一	同 右	五〇・六・二七
遠藤 甲栄	同 右	四九・二・一六
石黒 光成	同 右	四九・五・三一
佐藤民治郎	同 右	四九・五・三一
後藤 武	同 右	四八・一〇・一二
渡辺 運蔵	同 右	四七・七・二七
松沢 寛	四八・一〇・一二	五三・五・三一
坂口 末一	同 右	五〇・六・二七
小野寺 昇	同 右	五〇・八・二〇
加藤 昭	四九・二・一六	五二・三・七
小池 康浪	四九・六・一	五三・五・三一
斉木 敏雄	五〇・八・二	五二・九・九
鎌田 馨	五一・六・一	五五・五・三一

四柳 正志	同 右	同 右	五三・五・七
所 利男	同 右	同 右	五三・五・七
山田 章一	五一・五・八	五五・五・三一	五三・五・七
柿崎 武	五二・三・八	同 右	五三・五・七
寺島周一郎	五二・三・二	同 右	五三・五・七
安達 久人	五三・六・一	同 右	五三・五・七
喜多 清治	同 右	同 右	五三・五・七
古道 俊雄	五三・八・二五	同 右	五三・五・七
青木 仁八	五四・六・一	同 右	五三・五・七
岡 彰一	五六・四・一	六一・四・三〇	五三・五・七
葛西 昭男	五六・四・一	六一・四・三〇	五三・五・七
安田 興三	五六・四・一	平成二・三・二三	五三・五・七
金野 尚夫	同 右	同 右	五三・五・七
森井 正基	同 右	同 右	五三・五・七
金山 二男	同 右	同 右	五三・五・七
尾美松次郎	同 右	同 右	五三・五・七
脇本 繁雄	同 右	同 右	五三・五・七
佐々木栄吉	同 右	同 右	五三・五・七

註、平成二年三月二十三日、都市計画審議会に統合されたため同日で任務は終了した。

第四節 都市計画区域と整備

昭和十八年十一月、内務省告示第六五八号により滝川町は都市計画区域に指定されたが、折しも太平洋戦争下の非常時体制と、引続き終戦による世相不安、インフレによる財政事情の変化という情勢下では都市計画の整備まで至らず、せいぜい道路や橋の修繕工事をする程度であった。

しかし、町では将来の大都市建設を目指し現状から脱皮しようと、昭和二十二年十一月に「滝川町都市計画審議会」を設置し、意欲的にあらゆる角度から都市計画の検討を開始した。

昭和二十六年には「総合都市計画並びに五ヶ年計画事業」を策定し、市街地区街路事業推進のための申請認定と都市計画推進体制の確立につとめた。こうした前向きな努力が報いられ、昭和二十六年には、かねて申請中の滝川町都市計画主要幹線街路網が建設省によ

昭和五十四年以降の都市計画のうち主な工事は次のとおりである。

都市計画主要工事

事業名	工事費	請負人	着工	竣工
3・4・7 鈴蘭通街路舗装新設工事	三一、四六五	三共舗道	54・6・5	28・54・9・20
3・4・17 啓南通街路舗装新設工事	七五、一六二	極東建設	54・6・5	30・54・11・20
3・4・15 西二号通街路舗装新設工事	六三、八三九	不二建設	54・6・6	30・54・11・15
3・4・19 東一号通街路舗装新設工事	四六、九九六	三共舗道	54・6・6	30・54・10・31
鈴蘭通街路舗装新設附帯工事	九〇〇	三共舗道	54・8・13	54・9・20
啓南通街路舗装新設附帯工事	三、五五〇	極東建設	54・10・1	54・11・20
西二号通街路舗装新設附帯工事	五五〇	不二建設	54・10・20	54・11・15
東一号通街路舗装新設附帯工事	一、一五三	三共建設	54・10・1	54・11・30
西二号街路農業用水ポンプ新設工事	七、〇〇〇	不二建設	54・11・5	55・3・25
北電公園造成工事	二八、六七六	香西建設	54・5・26	54・10・25
北電公園造成工事(単独)	二、一〇〇	香西建設	54・9・28	54・11・5
江部乙公園造成工事	一七、六二〇	沢川組	54・6・30	54・10・11
〃 (単独)	一、六〇〇	〃	54・11・54	54・10・11
らいらっく公園新設工事	五、五四〇	北斗建設	54・6・30	54・8・31

り決定され、いっそう都市計画運動にはずみがついた。
昭和三十三年には都市計画街路追加変更、及び滝川用途地域の指定が建設省から告示決定されるなど、市制施行とともに都市計画整備体制の充実が図られ、あわせて計画事業も着々と進行して今日に至っている。
戦後から昭和五十三年度までの経緯と、事業の概要については市史上巻に記述されているので、本節では五十四年度以降について記載した。

滝川西公園造成工事	二一、二〇一	笹木産業	55・6・6・5・55
江部乙公園造成工事	三三、二〇〇	沢川組	55・6・28・55・11・20
北電公園造成工事	三三、二八一	香西建設	55・7・17・55・11・15
つつじ公園新設工事	五、〇〇〇	北斗建設	55・8・26・56・3・25
泉町児童公園整備工事	七、五〇〇	〃	55・8・26・56・3・25
滝の川公園造成工事(単独)	七五〇	千田組	55・10・7・55・11・15
滝川西公園造成工事(単独)	二、〇〇〇	笹木産業	55・6・14・55・11・15
滝川市緑化推進事業公園と公共施設の緑化工事	二、〇〇〇	渡守公樹園	55・10・17・55・11・25
滝川市緑化推進事業市道と公共施設等の緑化工事	二、〇〇〇	滝川造園	55・10・17・55・11・25
北電公園造成工事(単独)	八五〇	香西建設	55・11・5・55・12・10
江部乙公園造成工事(単独)	八〇〇	沢川組	55・10・24・55・12・10
空知川緑地取付道路新設その二工事	九〇〇	室組	55・11・29・56・3・25
〃	六〇〇	信和産業	55・11・29・56・3・25
〃	〃	〃	〃
3・4・19東一号通街路舗装新設工事	五五、四六九	三共舗道	56・5・11・56・9・30
3・4・15西二号通街路舗装新設工事	八九、九五八	不二建設	56・5・11・56・10・31
3・4・15西二号通街路舗装新設その二工事	一、八九一	〃	56・6・3・56・10・31
3・4・19東一号通街路舗装新設附帯工事	一、五二三	三共舗道	56・7・14・56・9・30
空知菜の花境界通道路改良工事	四、五二六	極東建設	56・9・12・56・10・15
3・4・15西二号通街路舗装新設附帯工事	二、一〇九	不二建設	56・8・7・56・10・31
合併十年記念プロンズ像制作委託業務	五、〇〇〇	鈴木吾郎	56・6・22・56・8・30
合併十年記念プロンズ像台座制作委託業務	一、二〇〇	山崎石材工業	56・8・14・56・8・30
合併十年記念プロンズ像台座制作委託業務(その二)	二、三五〇	〃	56・10・14・56・10・31
合併十年記念プロンズ像制作(その二)	三、〇〇〇	鈴木吾郎	56・8・24・56・10・31
合併記念像建立協賛者記念プロンズ像制作業務	四、〇〇〇	〃	56・12・7・56・12・25
滝の川公園々路舗装工事(単独)	四、一四四	極東建設	56・4・28・56・5・30
滝川西公園造成工事	一六、四二七	笹木産業	56・5・28・56・10・15

北電公園造成工事	二七、六八九	香 西 建 設	56・5・22
滝川市緑化推進事業その一工事	二、六九五	渡守公樹園	56・6・24
かえで公園新設工事	七、三五八	北 斗 建 設	56・6・11
滝の川公園造成工事	三、二六九	千 田 組	56・7・31
江部乙公園造成工事	二九、五五九	沢 川 組	56・7・31
つっじ公園ほか周辺整備工事(単独)	四、五〇八	極 東 建 設	56・7・30
有明町地内沿岸通り舗装新設工事	一六、〇〇〇	不 二 建 設	56・9・4
滝の川公園広告塔設置その一工事	五九〇	中 山 重 機	56・8・28
〃	一、四一〇	近 石 鋼 業	56・8・28
〃	五六〇	笹 木 産 業	56・9・28
滝川西公園造成工事(単独)	一、八八〇	香 西 建 設	56・9・21
北電公園造成工事(単独)	一、三〇八	滝 川 造 園	56・10・9
滝川市緑化推進事業その二工事	九五〇	丸 藤 産 業	56・10・20
河川球場造成工事	七、一八八	北 斗 建 設	56・10・20
河川公園造成工事(単独)	一〇、八一七	千 田 組	56・11・19
滝川東公園造成工事(単独)	六、二九六	〃	56・11・27
滝の川公園造成工事(単独)	一、七〇〇	渡守公樹園	56・10・21
空知川緑地災害復旧緑化工事	四一〇	滝 川 造 園	56・10・28
寄付樹木植込業務	一九六	渡守公樹園	56・8・7
空知川緑地災害復旧業務その一	一七二	北 斗 建 設	56・8・7
石狩川河川球場災害復旧業務	一八八	〃	56・8・7
交通公園災害復旧業務	九 八	滝 川 造 園	56・8・7
空知川緑地災害復旧業務その二	一一四	宍 戸 組	56・8・7
空知川緑地災害復旧業務 その三	二八五	滝 川 造 園	56・10・5
江部乙公園災害復旧業務	四八七	渡守公樹園	56・10・5
滝川公園ほか五公園等の災害復旧業務	七七、七八九	三 共 舗 道	57・5・13
3・4・19東一号通街路舗装新設工事			57・10・30

寄付樹木植込	その二	五〇	滝川造園	58・3・3	16	58・3・3	28
〃	その三	五〇〇	渡守公樹園	58・3・3	16	58・3・3	28
〃	その四	一二〇	滝川造園	58・3・3	16	58・3・3	28
3・4・19 東一 号通街路舗装新設工事 (国庫債務負担行為)		四七、二五〇	三 共 舗 道	58・3・3	19	58・7・7	28
3・4・19 東一 号通街路舗装新設工事		一一、六〇〇	〃	58・6・6	2	58・7・7	28
3・4・18 東町通街路舗装新設工事 (一工区)		五四、八五〇	極 東 建 設	58・7・7	2	58・11・11	15
3・4・18 東町通街路舗装新設工事 (二工区)		四二、六八八	〃	58・7・7	2	58・11・11	15
市道東町一〇号線外八路線道路改良工事		二、八〇〇	〃	58・10・10	22	58・11・11	15
3・4・22 柴通街路改良 (街築) 工事		一九、一〇〇	不 二 建 設	58・11・11	19	58・12・12	14
滝川公園周辺整備工事		三、三五〇	不 二 建 材 工 業	58・4・4	16	58・5・5	31
江部乙公園造成工事		一八、三二〇	沢 川 組	58・5・5	26	58・7・7	30
滝川西公園造成工事		二六、二七九	笹 木 産 業	58・7・7	6	58・11・11	10
仲よし公園新設工事		五、四四九	香 西 建 設	58・9・9	1	58・10・10	31
滝川東公園造成工事		二二、七九九	北 斗 建 設	58・9・9	14	58・12・12	10
滝川公園周辺整備工事 その二		五、九五〇	香 西 建 設	58・9・9	14	58・10・10	10
滝川市航空科学研修センター外構工事 その一		六〇〇	協 立 土 建	58・9・9	14	58・10・10	20
滝川市航空科学研修センター外構工事 その二		二、九九五	〃	58・9・9	28	58・10・10	27
緑化推進事業 (市道の緑化工事)		三、七八〇	渡 守 公 樹 園	58・10・10	13	58・11・11	10
緑化推進事業 (公共施設の緑化工事)		三、二一〇	滝 川 造 園	58・10・10	13	58・11・11	10
石狩川緑帯造成事業 (その一工事)		二、一六〇	〃	58・10・10	13	58・11・11	10
石狩川緑帯造成事業 (その二工事)		二、二四〇	渡 守 公 樹 園	58・10・10	13	58・11・11	10
滝川市官庁通時計塔新設工事		八三〇	ほ し の	58・11・11	5	58・11・11	25
中央公園公衆便所新築工事		二、五〇〇	玉 手 建 設	58・11・11	26	58・12・12	26
中央公園公衆便所設備工事		八〇〇	第 一 設 備 機 工	58・11・11	26	58・12・12	26
滝川市ゴミ処理施設用地造成工事		九五、〇〇〇	不 二 建 材 工 業	59・2・2	23	59・3・3	24
中央公園公衆便所入口ドア取付工事		九八	玉 手 建 設	59・3・3	21	59・3・3	30

寄付樹木植込業務 その一	六八	滝川造園	58・10
宝くじ桜仮植業務	二二四	渡守公樹園	58・8
3・4・18東町通街路舗装新設工事(国庫債務負担行為)	五五、六五〇	極東建設	59・3
3・4・18東町通街路舗装新設工事	三七、六〇〇	〃	59・7
3・4・16東二号通街路改良(街築)工事	二四、九〇〇	不二建設	59・8
3・4・16東二号通街路舗装新設工事	一六、六〇〇	〃	59・14
緑化推進事業市道の緑化	一、七五〇	渡守公樹園	59・4
緑化推進事業公園の緑化	一、一二〇	滝川造園	59・4
とちのき公園新設工事	五、四六〇	丸藤産業	59・5
滝川西高等学校テニスコート増設工事	二、一九四	丸中組	59・6
滝川市ごみ処理施設敷地造成工事	五、七六〇	三共舗道	59・7
滝川西公園造成工事	二六、一三〇	笹木産業	59・8
明苑中学校防球ネット新設工事	一九〇	北斗建設	59・9
滝川公園造成工事	八、七六〇	香西建設	59・9
滝の川公園造成工事	三、九七〇	マルヤマ・山本建設	59・27
ごみ処理施設緑化工事	一、〇四〇	渡守公樹園	59・9
ごみ処理施設用地整備工事	一、三〇〇	滝川造園	59・9
江部乙中央児童公園駐車場整備工事	一、六三〇	沢川組	59・11
石狩川緑帯造成工事	一、五八〇	滝川造園	59・11
滝川市緑化推進事業(公園及公共施設の緑化工事)	二、〇七〇	渡守公樹園	59・10
滝川市緑化推進事業(市道及公共施設の緑化工事)	一、〇五〇	滝川造園	59・10
滝川東公園造成工事	一六、八二〇	北斗建設	59・17
緑が丘公園園路新設工事	三五〇	協立土建	59・30
緑が丘公園伐開業務	一四五	滝川市高齡者事業団	59・7
中央公園樹木保護業務	一九〇	滝川造園	59・18
寄付樹木受入業務	三一〇	〃	59・23
			59・11
			59・24

寄付樹木受入 その二業務

九七

渡守公樹園

59.12.6.59.12.14

3・4・16東二号通街路改良工事(国庫債務負担行為)

五一、九〇〇

不二建設

60.3.16.60.8.31

3・4・16東二号通街路舗装工事

一六、六〇〇

〃

60.7.11.60.9.10

3・4・11一丁目通立体交差新設工事(一工区)

七〇、〇〇〇

中山組・北斗建設
居林組共同企業体

60.9.28.61.3.14

3・4・11一丁目通立体交差新設工事(二工区)

五五、〇〇〇

〃

60.9.28.61.3.14

3・5・21西一号通街路舗装新設工事

二〇、〇〇〇

三共舗道

60.11.16.61.1.30

3・4・24東四号通街路舗装新設工事

二一、〇〇〇

極東建設

60.11.16.61.1.30

3・4・22栄通街路舗装新設工事

二九、五〇〇

不二建設

60.12.10.61.3.15

市道北五丁目通線地下歩道新設工事(その一)

五四、〇〇〇

泰進建設・沢川組
室組共同企業体

60.12.9.61.3.17

市道北五丁目通線地下歩道新設工事(その二)

三六、七〇〇

〃

60.12.9.61.3.17

3・4・16東二号通街路改良工事

四六、三〇〇

不二建設・北星工業
丸藤産業共同企業体

61.2.21.61.3.17

滝川市墓地整備工事

一〇、五〇〇

三共舗道

60.5.6.60.7.20

滝川西公園造成工事

一八、三二〇

笹木産業

60.8.8.60.10.31

滝川市市民ゴルフ場取付道路造成工事

二、五〇〇

新谷組

60.8.12.60.8.30

滝川市市民ゴルフ場取付道路造成工事

一五、五〇〇

三共舗道

60.8.8.60.10.12

緑が丘公園園路造成工事

八〇〇

渡守公樹園

60.8.13.60.8.30

滝川市市民ゴルフ場取付道路造成(その二)工事

五三〇

新谷組

60.8.27.60.9.30

西南地区農村公園整備工事

四、九五〇

〃

60.9.12.60.10.31

西北地区農村公園整備工事

四、六〇〇

香西建設

60.9.12.60.10.31

東陽地区農村公園整備工事

四、〇〇〇

丸藤産業

60.9.12.60.10.31

滝川公園造成工事

八、七六〇

千田組

60.9.11.60.11.9

滝川東公園造成工事

一七、四二〇

北斗建設

60.9.12.60.12.10

波止場公園造成工事

二一、九九〇

笹木産業

60.10.14.61.3.25

池の前水上公園造成工事

八、一八〇

香西建設

60.10.31.60.12.16

滝川市緑化推進事業市道の緑化工事

六三〇

滝川造園

60.11.29.61.3.28

終戦四十年記念ブロンズ像制作事務

一六、〇〇〇

彫刻家佐藤忠良

60.4.6.60.7.20

滝川東公園造成工事	二六、六〇〇	北斗建設	61・6・27
滝川西公園造成工事	一八、四七〇	笹木産業	61・6・27
滝川公園造成工事	七、三五〇	千田組	61・9・10
海牛公園造成工事	二四、九〇〇	北斗建設	61・9・25
西五丁目公園改良工事	(三九、〇〇〇) 一〇、〇〇〇	笹木産業	61・10・9
滝川市滝の川公園野球場整備工事	六七〇	中山組	61・10・25
滝川市緑化推進事業公共施設の緑化工事	四五〇	渡守公樹園	61・10・29
案内板新設工事	一〇〇〇	ほしの	62・1・30
江部乙中央児童公園井戸新設工事	一七〇	木村設備工業	62・3・13
寄付樹木受入業務	一三〇	滝川造園	62・3・26
樹木移植委託業務		〃	62・5・5
3・4・16東二号通街路改良工事その一(工事国債)	(四九、〇〇〇) 四一、七四〇	不二建設・千田・香西企業体	61・12・26
3・4・16東二号通街路改良工事その二(工事国債)	(七六、〇〇〇) 七〇、〇〇〇	〃	61・12・26
3・4・11一丁目通立体交差新設工事	二〇、七〇〇	中山・居林・北斗・日本高庄企業体	62・7・29
3・4・16東二号通街路改良工事	三四、三〇〇	不二建設	62・8・19
3・5・21西一号通街路改良工事	二〇、三五〇	三共舗道	62・9・14
3・4・14西三号通街路改良工事	二八、七五〇	極東建設	62・9・30
3・4・11一丁目通立体交差新設工事	八一、九〇〇	中山・居林・北斗企業体	62・9・30
3・4・11一丁目通立体交差新設工事	二六、三〇〇	〃	62・9・30
緑化推進事業 その一工事	一、九〇〇	滝川造園	62・5・19
緑化推進事業 その二工事	二、〇五〇	江部乙造園	62・5・19
駅前広場整備工事	二、〇五〇	北斗建設	62・5・21
滝川公園植栽工事	一、五〇〇	渡守公樹園	62・7・7
滝川東公園造成工事(その一)	一、六〇〇	北斗建設	62・7・16
滝川公園造成工事	五、四六〇	千田組	62・8・8
滝川東公園造成工事(その二)	二六、〇〇〇	北斗建設	62・8・8

池の前水上公園造成工事 緑化推進事業 その三 滝川東公園造成工事(その三) 緑化推進事業 その四 緑化推進事業 その五	八、一〇〇 二、九〇〇 一八、八四〇 一、九〇〇 二四〇	香西建設 滝川造園 北斗建設 滝川造園 〃	62・9・19・62・11 62・10・31・63・3 62・10・13・62・12 62・11・16・63・3 63・3・11・63・3
3・4・11 一丁目通立体交差新設工事 3・4・14 西三号通管水路工事 3・4・14 西三号通街路改良工事 鈴蘭通シンボル灯新設工事 3・4・11 一丁目通道路改良工事 3・4・14 西三号通街路舗装新設工事 3・4・14 西三号通街路改良工事(その二) 3・4・22 栄通街路改良工事 3・4・22 栄通街路改良工事(その二) 滝の川公園造成工事 もみじ公園造成工事 滝川公園造成工事(単独) 緑化推進事業(公共施設の緑化) 滝川東公園造成工事(その一) 滝川東公園造成工事(その二) 滝の川公園造成工事(その一) 滝川公園造成工事 池の前水上公園造成工事 緑化推進事業(公共施設の緑化その二) 〃 (市道の緑化その一) 〃 (市道の緑化その二)	一八、四〇〇 七八、〇〇〇 五、八三〇 四、六〇〇 七四、七〇〇 三六、九〇〇 一三、三八〇 三一、九〇〇 一、三五〇 三三、七〇〇 五、五〇〇 四、九〇〇 一、四〇〇 二、四〇〇 一四、六〇〇 二、二五〇 七、三〇〇 二八、六〇〇 六〇〇 七五〇 一、二〇〇	三共舗道 極東建設 極東建設 増田電気商会 三共舗道 極東建設 〃 不二建設 〃 千田組 北星工業 北斗建設 滝川造園 北斗建設 北斗建設 〃 千田組 〃 千田組 〃 香西建設 渡守公樹園 滝川造園 江部乙造園	63・4・28・63・6 63・5・6・63・8 63・6・13・63・8 63・7・19・63・10 63・8・17・63・11 63・6・17・63・10 63・5・27・63・6 63・5・20・63・7 63・5・20・63・7 64・21・64・3 63・12・22・64・3 63・10・29・63・12 63・10・12・63・12 63・8・20・63・11 63・7・11・63・8 63・6・13・63・8 63・5・6・63・6 63・4・28・63・6 63・10・8・63・10 63・8・20・63・11 63・7・11・63・8 63・6・13・63・8 63・5・6・63・6 63・4・28・63・6 63・3・11・63・3

〃 (公共施設の緑化その三)

三世交代流公園造成工事

緑化推進事業(市道の緑化その三)

一五〇	滝川造園	63・10・17	63・10・31
一、四〇〇	極東建設	63・10・22	63・10・31
五、二五〇	滝川造園	63・10・26	63・11・30

都市計画道路

(平成元年三月三十一日修正)

街路番号	街路名	幅員 m	延長 m	起 点	先	終 点	先	備 考
3・2・1	中央通	二〇〇	二、二一〇	空知町二丁目		大町三丁目		起点〱啓南通り間用地あり
3・3・2	大 通	二七〇	五、四七〇	〃		滝ノ川町西八丁目		用地あり
3・3・3	東三号通	二五〇	五、三三〇	〃		〃 東四丁目		用地なし
3・3・4	空 知 通	二七	三三〇	栄町一丁目		栄町三丁目		整備済
3・3・5	東大 通	二一・八〇	四、一六〇	大町一丁目		東滝川一		用地あり
3・4・6	西大 通	二一・八	二、二六〇	本町一丁目		新十津川町字中央		用地あり
3・4・7	鈴 蘭 通	一八〇	八〇〇	栄町二丁目		栄町二丁目		用地あり
3・4・8	蔵 前 通	一八	八八〇	〃 二丁目		空知町二丁目		整備済
3・4・9	文 化 通	一八	六六〇	明神町三丁目		新 町三丁目		整備済
3・4・10	高 校 通	一八	二、二二〇	東町二丁目		本 町三丁目		東二号通り以東用地一部なし
3・4・11	一丁目通	一八〇	四、五六〇	〃		泉 町二丁目		一部用地なし
3・4・12	二丁目通	一八	一、七二〇	黄金町東一丁目		幸 町四丁目		国道一、二号線以東用地なし
3・4・13	三丁目通	一八	一、七五〇	〃 東四丁目		泉 町		用地なし
3・4・14	西三号通	一八	一、一一〇	西町八丁目		幸 町二丁目		一部用地なし
3・4・15	西二号通	一八	二、九六〇	有明町六丁目		泉 町		西一丁目通以北用地なし
3・4・16	東二号通	一八〇	四、三四〇	新 町三丁目		滝の川町東四丁目		整備済
3・4・17	啓 南 通	一八	一、四九〇	空知町二丁目		栄 町二丁目		整備済
3・4・18	東 町 通	一六	一、〇五〇	東町六丁目		東 町六丁目		整備済
3・4・19	東一 号 通	一六	二、二五〇	大町四丁目		二の坂町東二丁目		一部用地なし
3・4・20	西 泉 通	一六	二、九〇〇	幸 町一丁目		泉 町一丁目		一部用地なし

第五編 行政
都市計画公園・緑地

種別	整備または使用開始	名称	位	置	面積
風致公園	38年着工58年完成	滝川公園	砂川市字空知太内		一六・八 ha
運動公園	平成元年着工	滝の川公園	二の坂町東三丁目		一八・七
近隣公園	55年3月31日完成	石狩徳富川緑地(滝川航空公園)	中島町・有明町地先		九六・五
地区公園	54年着工61年完成	文化公園	新町三丁目七番		一・〇
公園	54年3月31日完成	滝川西公園	有明町六丁目		七・〇
公園	55年着工	空知川緑地	空知町・新町地先		一三・〇
公園	49年着工56年完成	滝川東公園(一部海牛公園)	文京町一丁目一番・二丁目一番		六・四
公園	53年着工59年完成	北電公園	泉町一三五番地		一二・六
公園	31・10・15	江部乙公園	江部乙町東一三三丁目		七・六
公園	36・9・30	中央児童公園(別名平和公園)	明神町一丁目六番		〇・三九
公園	39・3・17	泉町公園	泉町二丁目九番		〇・五二
公園	42・8・1	松庫公園	朝日町西二丁目三番		〇・二一
公園	43・6・15	本町公園	本町五丁目三番		〇・一〇
公園	39・4・7	開西公園	幸町二丁目一八番		〇・一〇
公園	43・4・1	緑町公園	緑町六丁目五番		〇・二五
公園	45・10・1	東町公園	東町六丁目六番		〇・一〇
公園	46・10・1	西六丁目公園	滝の川町西八丁目七番		〇・一一
公園	46・10・1	見晴公園	滝の川町西三丁目四番		〇・一五
公園	46・10・1	東二丁目公園	黄金町東二丁目一番		〇・一一
公園	48・4・1	西町公園	西町三丁目二番		〇・一一
公園	47・9・7	大町公園	大町四丁目九番		〇・一一
公園	49・8・1	旭光公園	朝日町東四丁目五番		〇・一一
公園		花月公園	花月町二丁目八番		〇・一七

児童公園

54	49	43	31	48	52	42	63	60	59	57	55	54	53	54	61	56	52	52	52	48	50	52	(61	48	50
・10	・7	・4	・10	・9	・10	・9	・8	・10	・8	・8	・7	・9	・10	・9	・9	・9	・7	・7	・7	・9	・7	・10	・8	・4	・3
・1	・11	・1	・15	・1	・1	・1	・1	・1	・1	・1	・31	・20	・5	・26	・1	・1	・1	・1	・1	・1	・1	・7	・27	・1	・31

西盛公園
大町南公園
望月公園
しらかば公園
さくら公園
東滝川公園
なかよし公園
江陵公園
新町公園
かえて公園
啓南児童公園
扇町児童公園
はるにれ児童公園
らいらっく公園
ぷらたなす公園
どんぐり公園
とちの木公園
はまなす公園
もみじ公園
一の坂児童公園
中央緑地公園
みずほ児童公園
江部乙屯田公園
江部乙中央児童公園
からまつ公園
西五丁目公園

扇町三丁目一番
大町二丁目七番

扇町二丁目一〇番
東町五丁目八番
東滝川町三丁目一番
一の坂町西三丁目二番
幸町四丁目三番
新町一丁目二番
明神町四丁目四番
空知町三丁目一〇番
扇町三丁目一二番
滝の川町東三丁目六番
西町四丁目四番
黄金町西三丁目七番
新町五丁目一三番
朝日町東二丁目二番
一の坂町東二丁目七番
東町二丁目八番
一の坂町東一丁目四番
本町六丁目一〜三番、大町六丁目一〜三番
黄金町東三丁目六番
江部乙町西一丁目二番
江部乙町西一二丁目三番
江部乙町東一五丁目四六六(転作センター北)
滝の川町西五丁目三番

〇・二二	〇・三〇	〇・八六	〇・一三	〇・一二	〇・八三	〇・一三	〇・二二	〇・一一	〇・一〇	〇・二四	〇・一一	〇・一一	〇・二二	〇・二三	〇・一一	〇・一一	〇・一一	〇・一一	〇・一一	〇・二二	〇・一九	〇・一七	〇・二六	〇・〇七	〇・一二
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

児童公園	56・4・1	ツツジ公園	花月町二丁目五番	〇・一五
幼児公園	48・6・27	松本公園	朝日町西一丁目八番	〇・〇七
〃	41・11・15	朝日児童公園	朝日町西三丁目八番	〇・〇八
〃	41・9・10	ちびっこ児童遊園	一の坂町東二丁目一番	〇・〇五
〃	40・10・1	黄金児童公園	黄金町西一丁目六番	〇・〇六
〃	32・8・1	銀河児童公園	有明町三丁目三番	〇・〇五
〃	37・7・1	栄児童遊園	栄町一丁目一五番	〇・〇六
〃	45・10・1	西六丁目団地広場	滝の川町西八丁目七番	〇・〇七
総合公園	60・4・着工	池の前水上公園	東町四丁目一番	〇・〇五
地区公園	59・4・着工	空知川緑地	西滝川	八五・九
風致公園	60・9・1	緑が丘公園	新町地先	一五・一
近隣公園	60・4・1	波止場公園	江部乙町東十二丁目（滝川北高校北側）	四・五
			有明町六丁目	一・〇

寒地住宅相談所

滝川市は昭和五十六年三月三十一日、積雪寒冷

に対応する寒地住宅の啓発及び普及につとめ、かつ質の向上を図るため寒地住宅相談所条例を定め、緑町一丁目一番に開設した。

民間団体と協力して業務を行うことにしているが、その内容は次のとおりである。

- 1 寒地住宅及び宅地に関する技術・資材並びに資金等の指導・相談
- 2 既存住宅の構造・設備及び防寒改修の相談
- 3 建築関係団体等との連絡調整
- 4 建築資材等に関する展示及び紹介
- 5 その他市長が特に必要と認めるもの

相談は、市職員並びに特別相談員（条例で指定した民間団体の中から推せ

らされた学識経験者・資格取得の技術者を市長が委嘱）が無料で当たっている（相

談は火曜日を除き毎日実施している。）。

広報たきかわ（平成元年五月十五日一、二四七号）に掲載された展示内容

- ・外壁サイディング・タイル・スノーダクト（実物大）・台所セット・各種サ
- ツシ・木製マド・防寒戸・太陽熱集熱板・防寒集合煙突・ペチカ・暖房機器・
- 浴槽・便器・内装建材・壁布材・防寒住宅模型・上、下水道・ガス資材・防寒
- パネル工法など